

## 開成町議会通年議会実施要綱

私たち地方議会は、二元代表制の下、開成町議会としての特徴を積極的に打ち出すことが重要だと考える。

開成町議会は、情報公開、町民参加を積極的に進め、町民の意見、要望等を的確に把握し、議会が本来有する自律性により主体的・機動的な活動を展開するため、会期に活動が制限されてきた議会活動の幅を広げるため会期を通年とすることを目的に本実施要綱を制定する。

(会 期)

第1条 定例会の会期は1月から同年12月までとする。ただし、議員の任期満了の年における会期は、1月から同年4月及び5月から同年12月までとする。

2 前項の規定にかかわらず、議会の解散があった場合において、解散後に招集される定例会の会期は、議会の解散に伴う一般選挙後10日を経過する月から同年12月までを会期とする。

(本会議)

第2条 本会議は、3月、6月、9月及び12月(以下「定例月」という。)に再開する。ただし、緊急に議案等の審議が必要な場合は、その都度本会議を再開する。

(本会議開催の協議)

第3条 本会議において審議する期間は、町と議会が協議して定める。

(1) 定例に再開する本会議の協議 再開2カ月前から

(2) 定例に再開する以外の本会議の協議 再開1カ月前から

(本会議の呼称)

第4条 定例会における本会議の呼称は、平成〇〇年第〇回開成町議会定例会〇月会議とする。ただし、同一の月内に2回以上開催する場合において、2回目以降の本会議の呼称は、その月の回数を記して、平成〇〇年第〇回開成町議会定例会〇月第〇回会議とする。

(一般質問)

第5条 一般質問は、定例月に再開する本会議において行う。

(一事不再議)

第6条 開成町議会会議規則第14条に規定する一事不再議は、定例月に再開する本会議の都度「事情変更の原則」があったものとみなす。

(所管事務調査の通知)

第7条 所管事務調査の項目は、定例に再開する本会議の審議期間最終日までに議事堂で配布する。

(実施要綱の変更)

第8条 この実施要綱を変更しようとする場合は、事前に町長と議会が誠意を持って協議し、合意を得た上で行う。

附 則

この実施要綱は、平成22年1月1日から施行する。